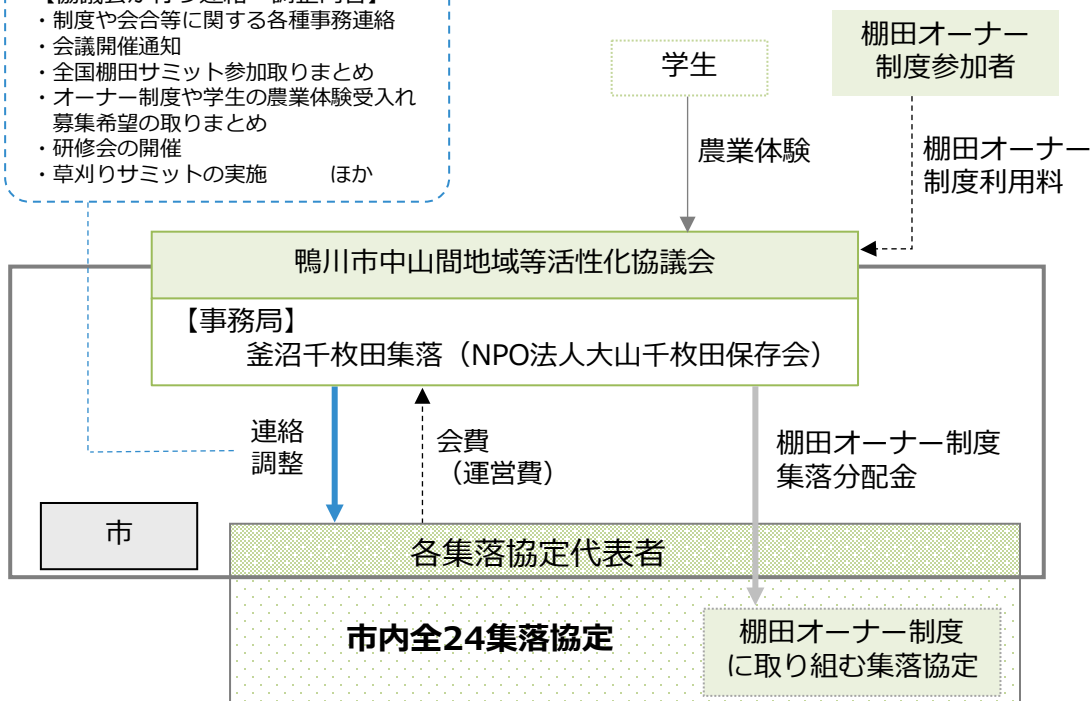


集落協定間の連携を図り、活力ある地域社会づくりに寄与する協議会の設立

- 市と市内全24集落協定が連携し協議会を立ち上げ、中山間地域等直接支払制度活用のための活動を実施
- 協議会での集落活性化の情報交換により、都市農村交流事業への参加や集落協定間の相互連携による農村景観の保全に取組

- ・制度や会合等に関する各種事務連絡
- ・会議開催通知
- ・全国棚田サミット参加取りまとめ
- ・オーナー制度や学生の農業体験受入れ
募集希望の取りまとめ
- ・研修会の開催
- ・草刈りサミットの実施 (ほか)



協議会の設立により集落協定間の連携が強化

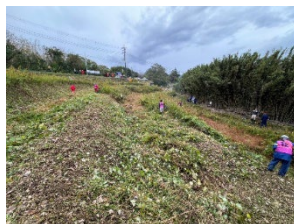
【24集落協定の概要(R 5 現在)】

協定開始：平成12年度

面積：227ha(田)、4ha(畑)

構成員：農業者525人、非農業者23人、農業法人2法人

主要作物：水稻



【草刈りサミット】
集落協定の垣根を超えた草刈り活動

①集落・地域のこれまで

- ・ 鴨川市は「長狭米」をはじめ、知名度の高い、品質の優れた農産物が多いが、高齢化の影響から農家数、農業人口は減少傾向にあり、後継者不足が顕在化
- ・ H15年度に中山間直払制度に取り組む市内全24集落協定、市及び棚田に関する各種イベント等を実施する団体（NPO法人大山千枚田保存会）とで「鴨川市中山間地域等活性化協議会」を設立

②実施体制の特徴

- ・「釜沼千枚田集落（NPO法人大山千枚田保存会）」が協議会の事務局を担い、市や各集落協定代表者と取組活動について検討
- ・協議会が棚田オーナー制度の事務局も担い、連絡先・会計を協議会に一本化
- ・各協定は交付金の1%を協議会の運営費（協議会の各通知文の発送費・全国棚田サミットへの参加を含む各種研修の組立等）として拠出
- ・各協定構成員や棚田オーナー制度参加者等が主体となり協議会の開催する各種活動を実施

③取組の内容・成果

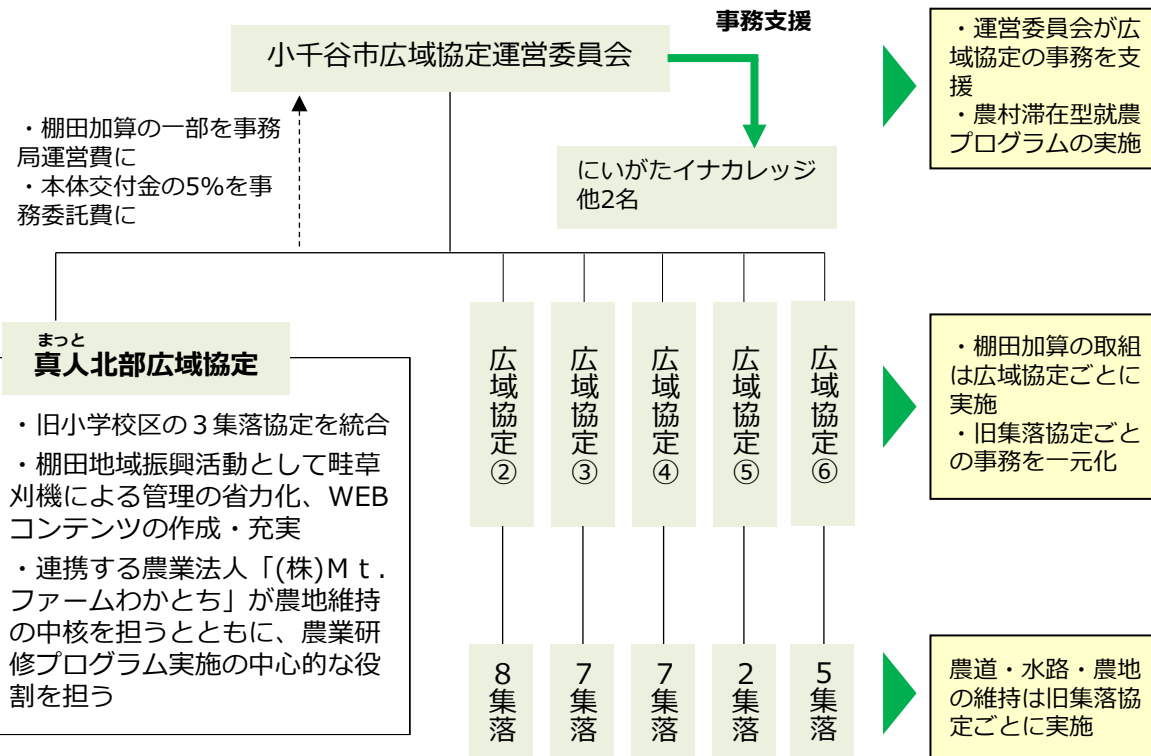
- ・ 協定間の連携や棚田オーナー等の参加により担い手不足が緩和
- ・ 協議会の以下取組等により協定間の連携が強化
 - ・ 研修を兼ね、各協定が全国棚田サミットへ参加しやすいよう計画
 - ・ 定期的に行われる役員会等で情報発信を行い、各集落が一斉に共有
 - ・ 中山間直払制度の理解を深めるため、勉強会と研修会を実施
 - ・ 耕作放棄地を舞台に草刈りの技術を競い合う「草刈りサミット」を共催し、協議会の会員を中心に地域内外からも参加者を募集

中山間地域等直接支払交付金「^{まっと}真人北部広域集落協定」（新潟県小千谷市）

3段階の活動体制による活動の継続と就農支援



- 集落協定の広域化体制を再編し、市全体で活動内容に応じた3段階の活動体制を整備
- 3階層の組織ごとに役割分担し、事務の一元化を図るとともに、棚田地域振興や農業研修プログラムの実施に取り組む



①集落・地域のこれまで

- ・中越地震からの復興を中心に担っていた世代の高齢化が進行。営農体制の維持、次世代の担い手確保が課題に
- ・市では第4期から集落協定の広域化を進めてきたが、広域化の対象は事務の一元化に限られ、営農体制の強化にはつなげられなかった
- ・第5期から**地域的な繋がりが深い旧小学校区内の3集落協定による広域集落協定に再編**

②実施体制の特徴

- ・市全体で活動内容に応じた**3段階の活動体制を整備**
 - ①各旧集落協定は交付金を個人配分金と共同活動費に充て、**農道・水路・農地の維持を実施**
 - ②各広域協定単位で、**棚田活動の取組**を実施するとともに、旧集落協定ごとの**事務を一元化**
 - ③小千谷市広域協定運営委員会が広域協定の事務の一部を（公社）中越防災安全推進機構「イナカレッジ」、他2名に委託。また、令和2年度から農村に長期間滞在して農業研修を行なうライフスタイル型**就農プログラムを開始**
- ・各協定から本体交付金の5%と棚田加算の一部を拠出し、事務支援や運営委員会の活動に充当

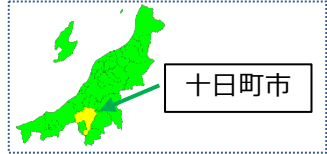
③取組の内容・成果

- ・真人北部広域協定では棚田加算により畦草刈機を活用した管理の省力化、棚田に関するWEBコンテンツの作成・充実に取り組む
 - ・「イナカレッジ」と連携した就農プログラムでは、(株)Mt.ファームわかとちが、研修生が滞在する住居の提供や研修等、プログラム実施の中心的な役割を担う
- ⇒2名の研修生が若柝集落に滞在し、農業研修に参加(R2)

【集落協定の概要(R4現在)】
 協定開始：令和2年度
 面積：85ha(田)
 共同取組活動費への配分割合：42%
 構成員：農業者54人、農業法人2法人、非農業者2人、その他1人
 主要作物：水稻



【法人若手従業員と研修生による稲刈り】



十日町市

中山間地域等直接支払交付金「^{いけたに}池谷・^{いりやま}入山集落協定」(^{とおかまちし}新潟県十日町市)

NPO法人との協働による集落の活性化

- 若手移住者を取り込みながら、NPO法人を中心とした営農体制、協定の運営体制を構築
- 集落で生産するブランド米の販売に加え、棚田オーナー制度を核とした取組を通じて交流・移住人口の拡大を実現

池谷・入山集落協定

十日町市地域おこし実行委員会

NPO法人化 (H24)

NPO法人地域おこし
(農業法人)

- ・常駐職員を雇用
- ・協定事務を担う
- ・農業生産活動を実施
(耕作、草刈り、農道舗装)
- ・都市農村交流体験活動を実施
- ・棚田オーナー制度の事務全般
- ・移住者の受入体制の整備

かつてボランティアを派遣
(H17~H22)

事務作業依頼

連携

依頼

池谷集落

集落の住人

(集落協定事務局)

- ・都市農村交流体験への
参画 (スタッフとして協力)
- ・ブランド米PR動画等出演

集落外からの
通い耕作者

集落出身者

参画

棚田オーナー

- ・田植え、稲刈り、山菜取り、ブナ林散策
- ・動画コンテンツ作成 (棚田加算活用)
- ・SNSによる積極的な発信
- ・オーナー田以外での草刈り等の作業に参加

- ・担い手の確保 1名 (棚田オーナー制度をきっかけに市外から移住)
- ・農地集積率の上昇 H17年4%→R5年34%

【集落協定の概要(R5現在)】

協定開始：平成22年度

面積：18.7ha(田)

共同取組活動費への配分割合：67%

構成員：農業者14人、農業法人2法人、非農業者14人

主要作物：水稻



【棚田オーナーとのはさがけ作業】

①集落・地域のこれまで

- ・池谷集落は新潟県中越地震により一時は6世帯まで減少し、集落自体の存続が危ぶまれる状況であった
- ・災害ボランティアの受入れを契機に平成17年に「十日町市地域おこし実行委員会(現 NPO法人地域おこし)」を設立し、平成24年にNPO法人化
- ・平成18年から集落で生産した棚田米を「山清水米」として販売開始、平成20年からは体験交流イベントを開始し都市との交流を積極的に推進、平成30年から棚田オーナー制度を開始

②実施体制の特徴

- ・集落協定の主な構成員は、池谷集落の住人、NPO法人地域おこし、通い耕作者、集落出身者
- ・集落協定の代表者等(事務局)から依頼を受け「NPO法人地域おこし」が集落協定の事務支援(書類の整理や管理等)を担う
- ・「NPO法人地域おこし」が常駐職員を雇用し、農業生産活動や交流活動を行うことで後継者となる移住者を受け入れる環境を整備

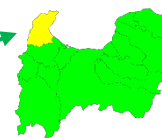
③取組の内容・成果

- ・「NPO法人地域おこし」の参入により、担い手の確保と農地の適切な保全管理につながり、農地集積率が上昇(H17年4%→R5年34%)
- ・棚田オーナー制度をきっかけに令和4年に1名が集落へ移住し、担い手として定着(令和6年度は棚田オーナーの内1名が定期的に集落内に滞在し、協定の共同活動等に参加(将来的には移住を検討中))
- ・棚田オーナーがオーナー田以外の草刈り等の作業に参加するなど新たな農地保全の形に波及(オーナー数41名(R6.10時点))
- ・今後は交付金(棚田加算)を活用して整備した施設・機械を活用し、米の生産及び販売の拡大に向けて積極的に取り組んでいく

中山間地域等直接支払交付金「論田集落協定・熊無集落協定」（富山県氷見市）

隣接集落と共同で行う農業インターンシップを契機に、連携して集落の活性化を実現

氷見市



- 隣接する集落協定が棚田地域振興活動加算を活用し、都市部大学生を対象とした農業インターンシップを共同開催
- 農業インターンシップを通じ、交流人口の拡大に加え、集落の文化や農業の次世代への継承に取り組む

共同で農業インターンシップを開催

論田集落協定

協定内の複数組織の活動

食彩ふるさと

- ・ 特産加工品製造

論田中山間地域等
整備事業推進協議会
論田壮年会

- ・ 耕作放棄地の管理

論田茶論

- ・ ろんくまインターン
シップでの助力

連携

「ろんくまインターンシップ」
を開催（R5～）

対象：都市部大学生
内容：・ 各種農業体験
・ 文化継承に係る取組
体制：・ 棚田加算を活用
・ 準備費用や交通宿泊費
は両集落で折半

- ・ 交流人口の拡大
- ・ 集落の文化と農業を
次世代へ継承
- ・ 耕作放棄地の発生防止
- ・ 集落の維持活性化

熊無集落協定

協定内の複数組織の活動

たんぼぼグリーンのか

- ・ 「休み処熊無」の運営協力

熊無農地管理組合

- ・ 農地の引き受け

熊無自治会
熊無壮年会
熊無婦人会

- ・ 景観作物等の作付協力
- ・ 農地の維持管理

両集落共通の取組（将来の連携可能性）

- 自走式草刈機の導入活用
- 景観作物の作付
- 地元特産品の加工品製造・販売

【集落協定の概要(R5 現在)】（論田集落／熊無集落）

協定開始：平成12年度／平成30年度

面積：32ha(田)／13ha(田)

共同取組活動費への配分割合：60％／65％

構成員：農業者81人、非農業者31人／

農業者74人、生産組織8組織、非農業者29人

主要作物：水稻・ハトムギ／水稻



【インターンシップ学生による
自走式草刈機体験】

①集落・地域のこれまで

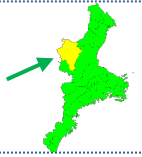
- ・ 論田・熊無集落ともに氷見市西部の石川県境に位置し、人口減少、高齢化に伴う担い手不足が深刻化
- ・ 論田集落は平成12年から、熊無集落は平成30年から協定活動を開始、農用地保全の取組を地域一体で実施
- ・ 令和元年度に実施した県の「中山間地農業再生支援事業」で、都市部の大学生との交流を通じて地域の将来ビジョンを話し合ったところ、**2集落が境界を越えて連携する必要性を認識**
- ・ 令和2年度から**両集落が連携して大学生を対象とした農業インターンシップの受入**を計画、令和5年度から受入を開始

②実施体制の特徴

- ・ 農業インターンシップの取組は、棚田地域振興活動加算を活用
- ・ **インターンシップにかかる準備費用や交通宿泊費は両集落で折半して対応**
- ・ インターンシップ開催に向けて、プログラムの内容等についての全体打合せを5回程度実施
- ・ **市と県の助言やサポートによりインターンシップのプログラムを作成**

③取組の内容・成果

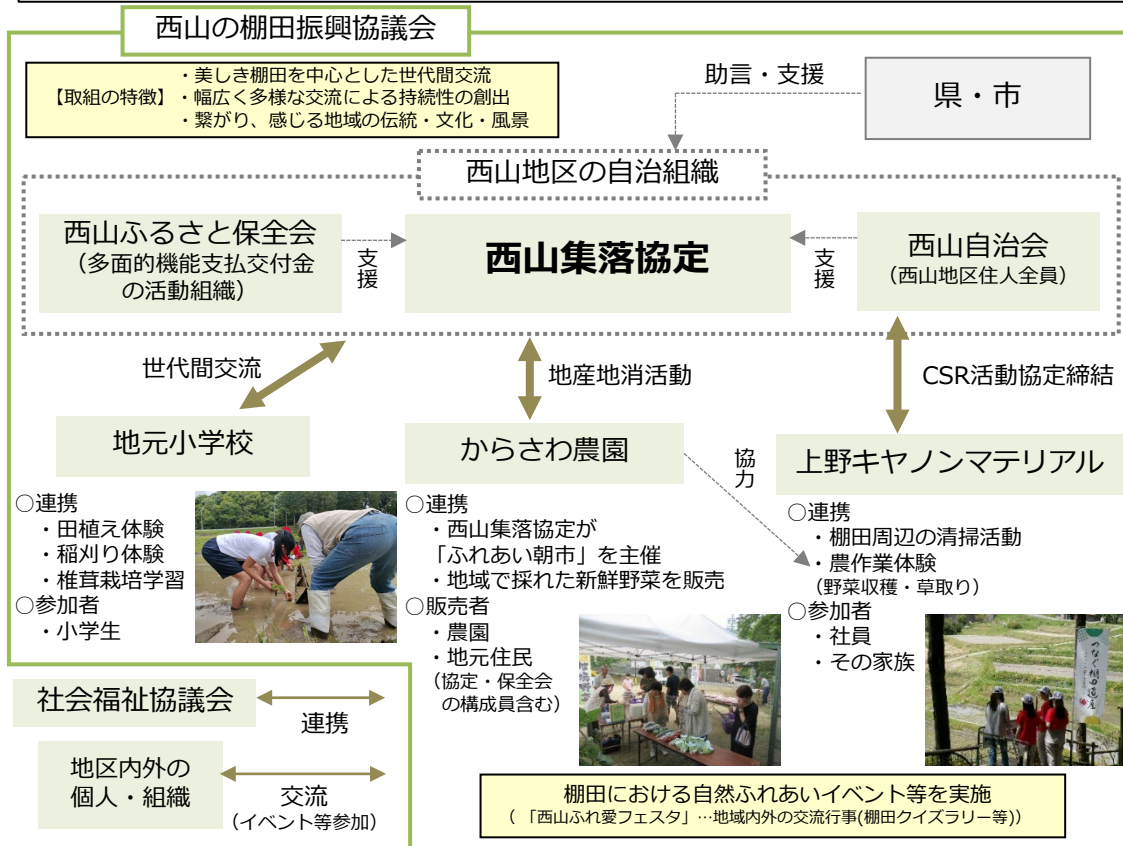
- ・ 各種農業体験を実施（コメやイチジク等の収穫体験）
- ・ 集落の文化の継承に係る取組
- ・ インターンシップによる交流人口の拡大
（受入実績：R5 13人、R6 6人受入）
- ・ 本取組を契機に、両集落で共通する取組の将来的な連携可能性について検討を進めるに至った



中山間地域等直接支払交付金「西山集落協定」（三重県伊賀市）

つなぐ棚田遺産“西山の棚田”が繋ぐ多様な組織との連携取組

- 西山集落協定をはじめとした西山地区の自治組織が企業や小学校などと連携し、美しき日本の原風景である棚田を中心とした農業生産活動や清掃活動、おいしい棚田米のブランド化といった地域農業の振興に資する積極的な活動を実施



①集落・地域のこれまで

- ・西山地区は約500枚の棚田が広がっているが、若手の担い手のほとんどが兼業農家であり高齢化と担い手不足が深刻であった
- ・令和元年に指定棚田地域に指定されたことを受け令和2年に西山集落協定が発足し、共同取組活動において棚田の復元・保全に向けた景観作物の作付けや維持管理田での稲作を実施
- ・令和5年に「三重のふるさと応援カンパニー推進事業」（農村漁村と企業のマッチング）を活用し、西山自治会と上野キヤノンマテリアルとがCSR活動協定（農山村活性化の取組に関する協定）を締結
- ・棚田の振興に向けて棚田振興協議会が発足し、集落協定をはじめとした西山地区の自治組織が、小学校や農園などの多様な組織と連携しながら活発的な取組を実施

②実施体制の特徴

- ・棚田振興協議会（集落協定、保全会、自治会、小学校、農園、企業、県、市の各代表等で構成）において活動計画の作成や活動実施に係る連絡調整を行う
- ・協議会の事務は集落協定が主導し、保全会（多面的活動組織）、自治会が支援

③取組の内容・成果

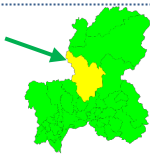
- ・多様な組織との連携取組により、西山地域の交流人口が増加、さらなる活発的な連携取組へとつながっている
- ・協定農用地25.9haのうち、令和2年度には7.2ha（27.8%）あった維持管理農地が景観作物の作付けや維持管理田での稲作により令和5年度には4.9ha（18.9%）まで減少
- ・集落協定が「からさわ農園」と連携し、地域の生産者が農産物を販売する「ふれあい朝市」を毎月開催。朝市を通して地産地消や地域活性化を推進

【集落協定の概要(R6現在)】

協定開始：令和2年度
面積：25.9ha(田)
共同取組活動費への配分割合：60%
構成員：農業者58人、水利組合5組織、生産組織1組織
主要作物：水稻、菜種



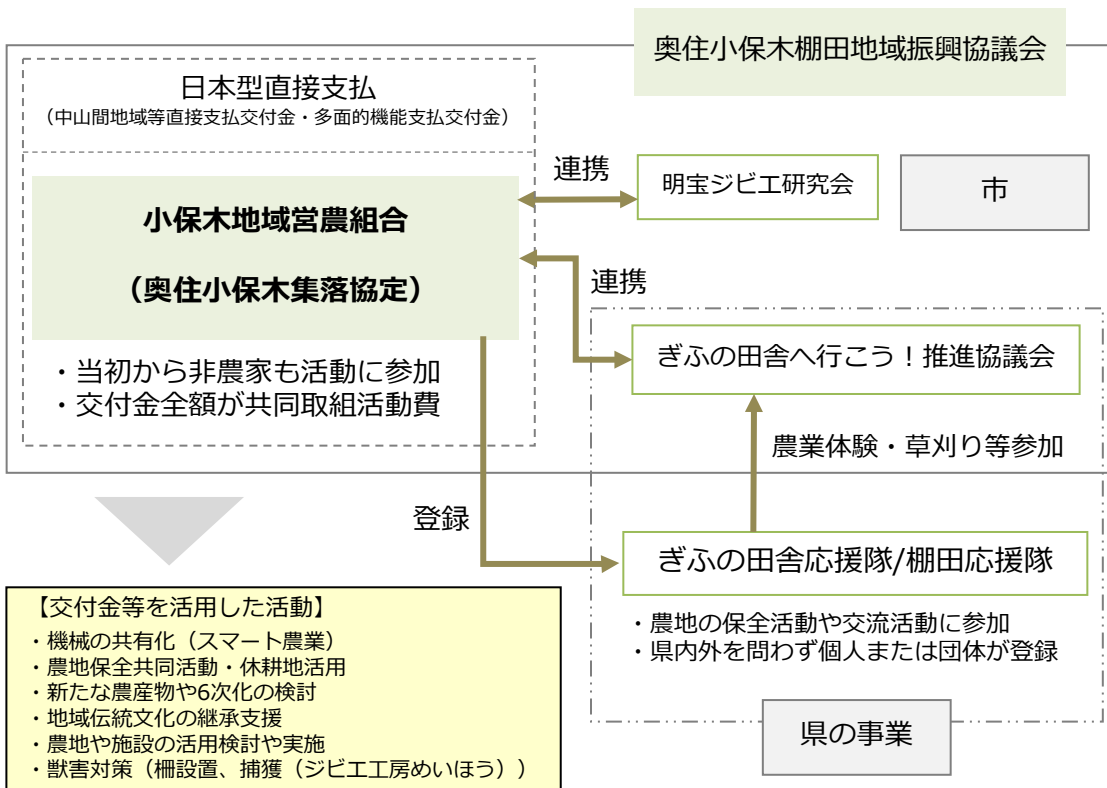
【集落の田園風景】



中山間地域等直接支払交付金「奥住小保木集落協定」（岐阜県郡上市）

多様な組織との連携による活力ある地域づくり

- 営農組合が中心となり、地域住民とともに中山間直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用した農地保全活動
- 「ぎふの田舎へ行こう！推進協議会」や「明宝ジビエ研究会」との連携による都市住民との交流促進



①集落・地域のこれまで

- ・ H12年度、制度開始当時に営農組合（集落協定）を立ち上げ、獣害防止柵の設置、水路改修や農道拡幅を実施
- ・ H26鳥獣被害防止のため、捕獲体制の構築や狩猟者等の育成と並行して捕獲個体の獣肉利活用を目指す「明宝ジビエ研究会」を設立し営農組合員も参加

②実施体制の特徴

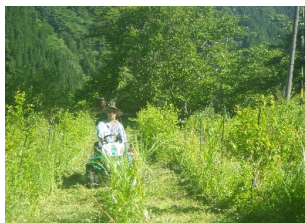
- ・ 営農組合の事務局が企画から運営全般を行い、年4回の役員会と年1回の総会において合意形成を図りながら組織の実施態勢を構築
- ・ 制度開始から交付金の個人配分は行わず、共同取組活動により農作業等を実施
- ・ 明宝ジビエ研究会と連携し、獣害対策や田植え・稲刈り体験などの里山保全事業と棚田活用事業を実施
- ・ グリーン・ツーリズムを実現するために設立された協議会「ぎふの田舎へ行こう！」に参加する「ぎふの田舎応援隊」との連携・支援により、ブルーベリー植栽を（草地・休耕地）で実施
- ・ 県域の事業である、棚田応援隊（県内外問わず個人または団体が登録可）に営農組合も登録しており、高齢化により作業者が減少した地域の草刈り作業を実施し農地を維持

③取組の内容・成果

- ・ 共同機械の乗用草刈り機等の導入により草刈り等の省力化（約50時間/年短縮）
- ・ 多様な組織等と連携したジビエ活用を進める中、狩猟者や解体技術者の人材育成を行う過程で5名が移住

【集落協定の概要(R5現在)】

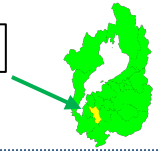
協定開始：平成12年度
面積：5.6ha(田)、2.4ha(畑)
共同取組活動費への配分割合：100%
構成員：農業者16人
主要作物：水稻



【共同機械の乗用草刈り機】



【稲刈り作業】



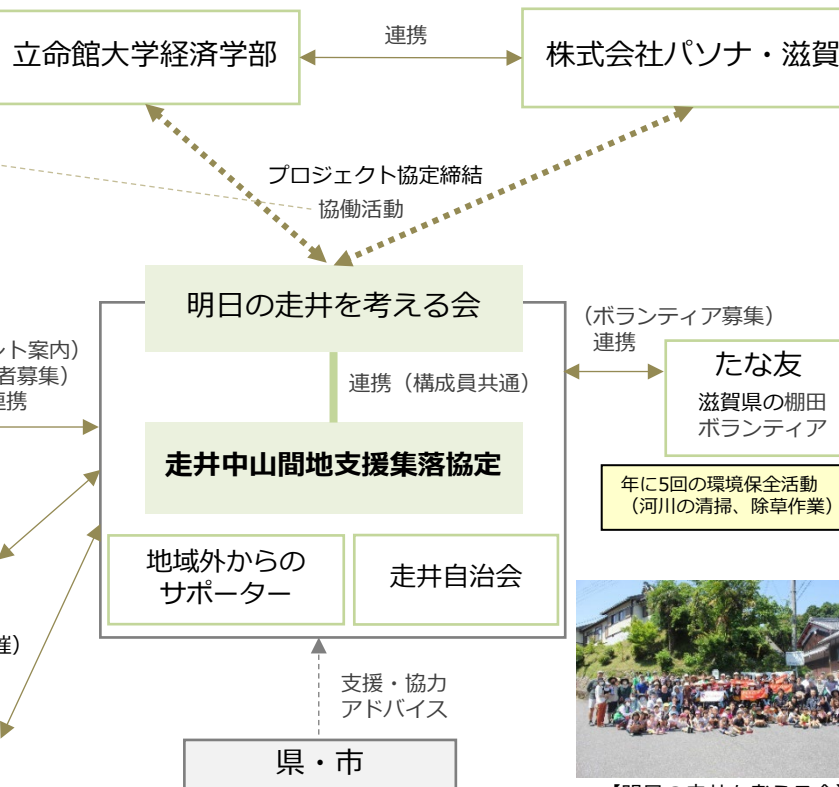
中山間地域等直接支払交付金「走井中山間地支援集落協定」（滋賀県栗東市）

多様な組織と連携した棚田地域の振興

- 棚田等の保全を通じた多面的機能の維持・発揮
- 企業や大学と協定を結ぶなど、多様な組織と連携して都市農村交流活動に取り組み、地域を活性化

【協働活動内容】

- ・田植え体験
- ・収穫祭
- ・稲刈り体験
- ・田んぼアート
- ・生き物マップ作り
- ・あじさいロード整備・保全
- ・左義長体験
- ・婚活イベント



①集落・地域のこれまで

- ・ 周辺の集落から離れた小さな集落であるが、都市部に比較的近い中山間地に立地
- ・ 集落の過疎化・高齢化が進み、獣害の被害による離農も増加
- ・ 平成28年、集落の将来を危惧した走井地域の住民が中心となり、地域を側面から支援する団体「明日の走井を考える会」（以下「考える会」という。）を発足
【構成員：走井地域住民全員（集落協定構成員）、地域外の賛同者・協力者】
- ・ 「考える会」は県の「ふるさと支え合いプロジェクト」に参加し、令和3年に企業と、令和4年に県内の大学と地域活性化のための協定を締結し、都市農村交流等（イベント企画・運営）の協働活動を実施

②実施体制の特徴

- ・ 「集落協定」と「考える会」とが連携し関係人口を受け入れる体制を整備
- ・ 協定の事務担当者が、「考える会」の事務局も担当しているため、両組織の合意形成はスムーズ

③取組の内容・成果

- ・ 「集落協定」と「考える会」が連携して田植え・稲刈り体験を開催し、多様な組織や地域外からのサポーターが参加
- ・ 都市農村交流の場として長年遊休田であった約 10a の圃場を復田し稲作を再開（収穫量330kg）
- ・ 地域イベントに学生が継続的に参加することにより地域全体が活性化、地域の人々は新たな刺激を受ける機会となっている
- ・ イベントや交流体験の参加者を対象としたアンケート等による情報収集により、地域では気づかなかった新たな課題の発見、アンケートに裏付けされた新たな企画の立案・実施により、新たな関係人口の発掘に繋がっている

【集落協定の概要(R5現在)】
 協定開始：平成27年度
 面積：10.5ha(田)
 共同取組活動費への配分割合：44%
 構成員：農業者14人
 主要作物：水稻



【田植え体験イベント】



【明日の走井を考える会】



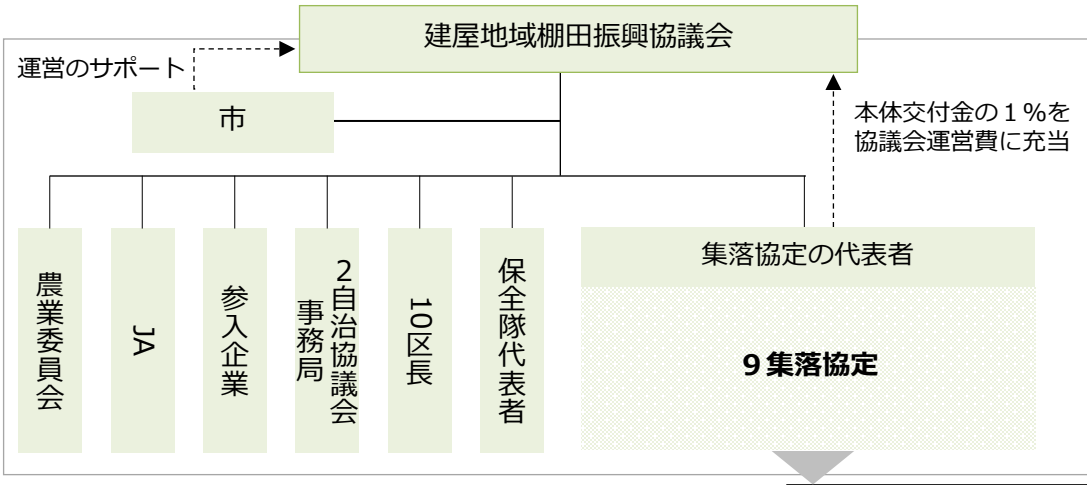
【稲刈り体験イベント】

中山間地域等直接支払交付金「能座集落協定 他8集落協定」（兵庫県養父市）

9集落協定で連携して獣害対策及び粗放的な農地管理に取り組み、棚田を守る



- 旧村内の9つの集落協定と多様な組織等で建屋地域棚田振興協議会を構成
- 協議会にて専門家による獣害対策研修会や国庫事業により粗放的な農地の管理に取り組む



①集落・地域のこれまで

- ・ 地域では農業を担っている世代の高齢化が進行し、営農体制の維持、次世代の担い手確保が課題に
- ・ R元年棚田地域振興法の成立を契機に、各種施策活用による課題解決を模索し始める
- ・ 旧建屋村でR4年に棚田地域振興法の指定棚田地域指定を受け、R5年2月に建屋地域棚田振興協議会を設立し、同年に指定棚田地域振興活動計画が認定
- ・ R5年から活動計画を実現すべく、協議会としての活動を開始

②実施体制の特徴

- ・ 旧建屋村の9集落協定それぞれの活動（農道・水路・農地の維持）は維持しつつ、協議会としての活動を実施
- ・ 協議会の運営は構成員でもある市がサポート
- ・ 本体交付金の1%を協議会運営費に充当
- ・ 9集落協定のうち4集落協定で棚田振興地域活動加算を実施

③取組の内容・成果

- ・ 協議会設立により、他地区の取組を知る機会ができたため、中山間直払の活動に取り組んでいなかった3地区が取組を開始
- ・ 協議会としての活動を開始したことで、集落協定間において運営（交付金の使途など）について定期的に情報交換を実施、既存の草刈り隊の隊員が増加
- ・ 獣害対策研修会では、現地調査およびセンサーカメラ設置によるシカ侵入経路の確認を行った結果に基づく専門家の講義に加えて、能座集落協定が積極的に捕獲を行った実績について情報提供し、地域一帯の獣害対策のレベルアップを図った（R6年度：2回実施）

国庫事業の取組（R6～10（予定））
【最適土地利用総合対策】

- ・ 土地利用構想図の作成
- ・ 省力化草刈り機の導入実証
- ・ シェアリングの検討
- ・ 粗放的利用実証（緩衝帯整備、景観作物の作付）
- ・ 土地利用に関する視察研修

獣害対策研修会の実施

- ・ 森林動物専門員からの専門的な指導
- ・ 段取りや計画作成は市や県が全面的にサポート
- ・ 協定間の情報交換の場

【集落協定の概要（9集落協定の合計）（R5現在）】
協定開始：平成12年度（中央区集落協定）
面積：84.7 ha
共同取組活動費への配分割合：52%（平均）
のべ構成員：農業者231人、農業法人8法人、その他3人
主要作物：水稻



【獣害対策研修会】